

東海国立大学機構施設統括部(岐阜大学)

発注者綱紀保持マニュアル



平成24年8月

東海国立大学機構施設統括部(岐阜大学)

I. はじめに

この東海国立大学機構施設統括部（岐阜大学）発注者綱紀保持マニュアル（以下、「マニュアル」という。）は、昨今の公共工事等における官製談合等により、国民の公共調達に対する不信感が高まっていることから、東海国立大学機構施設統括部（岐阜大学）における公共調達の発注事務に携わる職員が、国立大学法人法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の関係法令や東海国立大学機構職員就業規則、東海国立大学機構役員及び職員倫理規程等の学内関係規則によるもののほか、「東海国立大学機構施設統括部（岐阜大学）発注者綱紀保持要領」第11条に基づき、綱紀保持に関する理解と意識の向上及び発注事務のより適切な遂行に資することを目的として作成するものです。

II. 東海国立大学機構施設統括部（岐阜大学）発注者綱紀保持要領の運用

1. 第2条

【発注事務の対象】

工事、設計・コンサルティング業務、役務の全ての発注事務が対象

【発注担当職員の範囲】

発注事務を担当するすべての職員（発注の判断に関与する決裁者及び決裁において經由する者を含む。）

2. 第3条

【担当職員の責務】

① 主な関係法令等

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）
公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
東海国立大学機構会計規程（令和2年4月1日制定）
東海国立大学機構契約事務取扱細則（令和2年4月1日制定）

3. 第4条

【管理監督者の責務】

管理監督者は、良好な職場環境を確立するため、担当職員との意思疎通を図ることが重要です。

4. 第5条、6条、8条

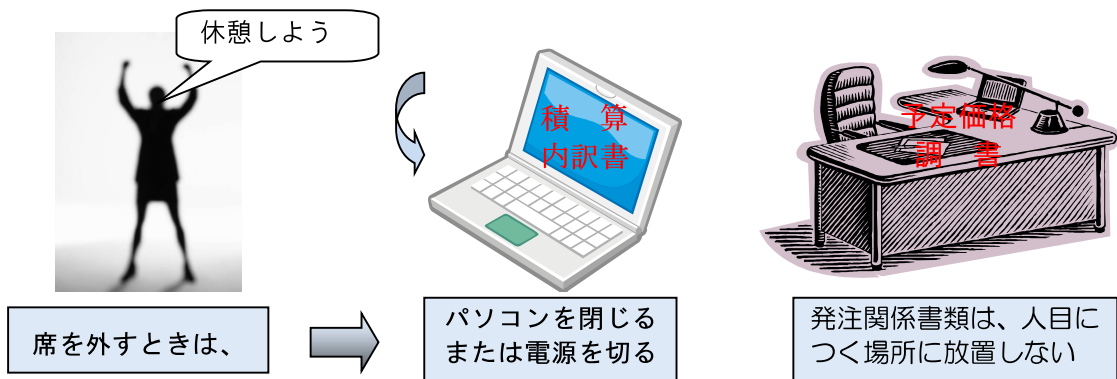
【綱紀保持の観点から担当職員に特に求められる具体的事項】

1) 秘密の保持

担当職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、その職を退いた後といえども同様に守秘義務があります（国立大学法人法第18条、東海国立大学機構職員就業規則第28条）

ここで特に留意すべきことは、単に発注に関する情報を担当者以外の者に漏らさないことや、発注事務の目的外に利用しないということにとどまらず、

- ①席を離れる際に机上に関係書類を放置しない、パソコンの画面は閉じる。
 - ②職場内でも不用意に発注情報を口にしない。(第3者に聞かれる恐れがある。)
 - ③発注に係るデータ等を大学外に持ち出さない。
 - ④情報の盗用等のおそれをなくするため、データのバックアップは必要以上に行わないなど、データの保管に十分留意する。
 - ⑤電子入札に係るICカード等を放置したり、パスワードをICカードに記すなど、不適切な管理をしない。
- などにも注意することが必要です。

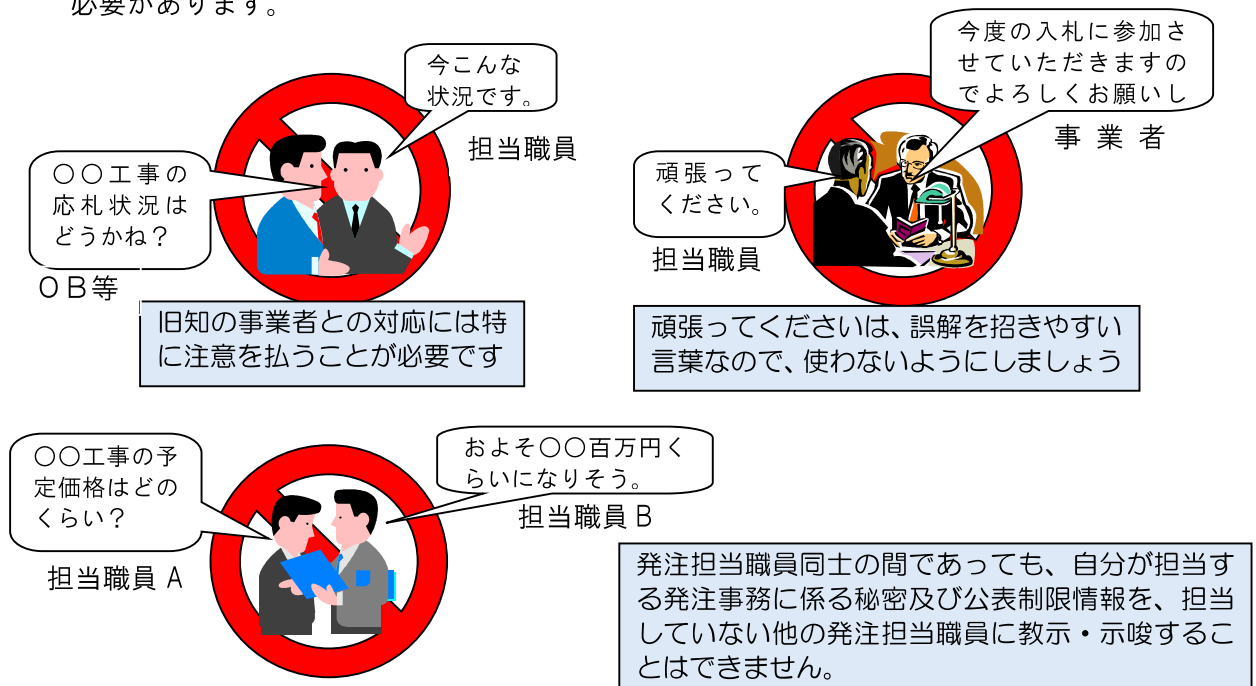


2) 受注関係業者との応接方法

特定の業者と不適切な接触は情報の漏洩と公正な競争の弊害につながるおそれがあるため、担当職員は社会からの疑惑を招かぬよう業者との接し方には細心の注意を払う必要があります。

応接にあたっては、例えば受付カウンターやその他適切な対応場所で行うことや、単独での応接を避けるなど、公正かつ適正な実施に十分配慮することが必要です。

特に、OBや学校の先輩など旧知の事業者との接し方については、他の事業者と比較して有利に扱わないことはもとより、社会からみて疑惑を受けることのないよう注意する必要があります。



なお、業者との接触については、「東海国立大学機構役員及び職員倫理規程」に基づく利害関係者との間における規制の対象となり、金銭、物品等の贈与や酒食等のもてなしを受けることは、懲戒処分の対象となることに留意する必要があります。

3) 報告等

第8条第1項の「通報」は、外部からのものに限らず、内部の職員からのものも含まれ匿名の通報であっても報告の対象となります。

第8条第2項の「整理」とは、例えば報告書の概要をまとめることや、当該報告書の内容のどの部分が規程に抵触するのか等が考えられます。

5 第9条

【不当な働きかけに対する対応】

第1項から第4項までは、職員が事業者等から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けた場合の対応について定めています。

第5項では、報告された報告書について、その内容及び対応状況について公表することを定めています。

「不当な働きかけ」とは、職員に対して行われる業者からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するものであって、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいいます。

- 1 業者の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
- 2 業者の受注又は非受注に関する要求行為
- 3 非公開又は公開前における予定価格又は最低基準価格に関する情報漏洩要求行為
- 4 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為
- 5 前各号に掲げるもののほか、業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

6 第10条

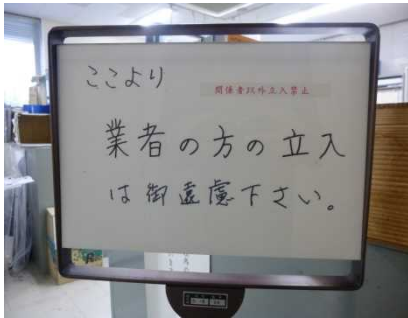
【執務環境の整備等】

担当職員が法令遵守と綱紀保持を円滑かつ確実に執行するため、また、社会の目から見て発注事務に対する疑惑を招かないよう、下記のように外的条件（施設・設備、備品等）の整備を図る必要があります。

- (1) 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。
- (2) 担当課の担当職員が業者と応接するための受付カウンターその他の場所を確保すること。
- (3) 発注事務に関する書類等を保管するための施錠可能なキャビネット等を設置するなど、情報漏洩の防止を図ること。

外的条件の整備については、建物の物理的制約から直ちに対応できない場合もあるかと思われませんが、可能な限り速やかに実施することが望まれます。

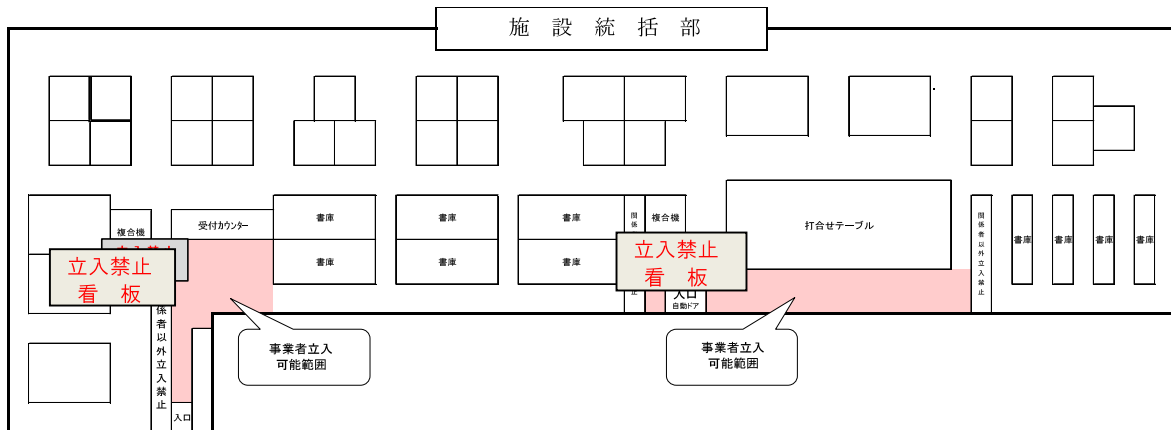
立看板例



入口設置の担当呼び出し内線電話例



執務室の配置例



7 第12条

管理監督者は、担当職員をその職務を的確に行うために必要となる所管分野における関係法令等の知識を習得させるための研修、講習等に参加させる必要があります。

なお、研修、講習等の「等」には、例えば、職場における啓発などが想定されています。

8 第13条

公共調達が発注事務に係る綱紀保持には発注者のみならず、発注者の綱紀保持対策について有資格業者の理解や協力も必要となります。

具体的には、綱紀保持に係る協力依頼のポスター等の掲示や、競争参加資格認定通知等に協力要請の依頼文書を同封する等が考えられます。

9 第14条

工事に関する入札談合情報については、「公正入札調査委員会の設置等について」（平成19年5月9日付け19文科施第66号）に基づき対応することとしています。

Ⅲ 関係法令等（抜粋）

1 国立大学法人法（平成15年法律第112号）

（役員及び職員の秘密保持義務）

第18条 国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないその職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第19条 国立大学法人の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第38条 第18条（第26条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 東海国立大学機構職員就業規則（令和2年4月1日制定）

（遵守遂行）

第5条 機構及び職員は、それぞれの立場でこの規則を遵守し、その実行に努めなければならない。

（労働義務及び誠実義務）

第26条 職員は、機構長及び上司の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、機構の秩序の維持に努めなければならない。

（遵守事項）

第28条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならないこと。
- 二 職場の内外を問わず、機構の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと。
- 三 職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならないこと。
- 四 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならないこと。
- 五 機構の敷地及び施設内（以下「機構内」という）で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- 六 機構内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行う場合は、事前に許可を得なければならないこと。

(職員の倫理)

第 29 条 職員は、職務の遂行に当たっては、職務の執行にかかわる疑惑及び不信を招くような行為を行ってはならない。

2 職員の倫理に関して、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める東海国立大学機構役員及び職員倫理規程（令和 2 年度機構規程第 23 号）による。

3 東海国立大学機構役員及び職員職員倫理規程（令和 2 年 4 月 1 日制定）

(倫理行動基準)

第 2 条 役員及び職員（以下「役職員」という。）は、東海国立大学機構（以下「機構」という。）の役職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

一 役職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取り扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

二 役職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自ら又は自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

三 役職員は、法令及び機構の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。

四 役職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が機構の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(事業者等)

第 3 条 この規程において「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団であつて代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益となる行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第 4 条 この規程において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 物品購入等の契約に係る事務 これらの契約を締結し、又は申込みをし、若しくは申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

二 共同研究及び受託研究の契約に係る事務 これらの契約を締結し、又は申込みをし、若しくは申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

三 入学試験における合格者の決定に係る事務 機構が設置する国立大学（以下「大学」という。）への入学を志願する者及びその関係者

四 単位認定、学位の授与等の学生等の地位に係る事務 単位若しくは学位を取得し、又は取得の申請をし、若しくは申請をしようとしていることが明らかである学生等（大学の学生及び大学の研究科に係る論文による博士の学位の申請者をいう。以下この号において同じ。）及びその関係者（学生等の親族、単位又は学位の申請者が籍を置く会社等の役員、社員等をいう。）

五 学生又は職員の懲戒処分決定に係る事務 当該懲戒処分の対象となる学生又は職員

六 職員として採用する者の決定に係る事務 機構に職員として採用を希望する者及びその関係者

2 役職員に異動があった場合において、当該異動前の役職に係る当該役職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該役職に係る他の役職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該役職に係る他の役職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった役職員の利害関係者である者とみなす。

3 他の役職員の利害関係者が、役職員をしてその役職に基づく影響力を当該他の役職員に行使させることにより自己の利益を図るため、その役職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の役職員の利害関係者は、その役職員の利害関係者であるものとみなす。（禁止行為）

第5条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

六 利害関係者から供応接待を受けること。

七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。

八 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

4 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）

（公共工事の入札及び適正化の基本となるべき事項）

第3条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- （1）入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- （2）入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が確保されること。
- （3）入札及び契約からの談合その他の不正行為が排除されること。
- （4）契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

5 刑法（明治44年法律第45号）

（公契約関係競売等妨害）

第96条の6 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

（収賄、受託収賄及び事前収賄）

第197条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する、この場合において、請託を受けたときは、7年以下の懲役に処する。

6 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）

※いわゆる官製談合防止法

（定義）

第2条

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国、地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- （1）事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること
- （2）契約の相手方になるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること
- （3）入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること
- （4）特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼

を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。

(職員に対する損害賠償の請求等)

第4条

5 各省各庁の長等は、前2項調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

7 東海国立大学機構会計規程（令和2年4月1日制定）

(一般競争)

第36条 契約責任者は、売買、貸借、請負その他契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

2 一般競争について必要な事項は、別に定める。

(指名競争)

第37条 契約責任者は、契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争に付することができる。

一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で前条の一般競争に付する必要がないとき。

二 前条の一般競争に付することが不利と認められるとき。

三 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。

四 前3号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があるとき。

2 指名競争について必要な事項は、別に定める

(随意契約)

第38条 契約責任者は、契約が次の各号のいずれかに該当する場合には、前2条の規定にかかわらず、随意契約によることができる。

一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

二 緊急の必要により、競争に付することができないとき。

三 競争に付することが不利と認められるとき。

四 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。

五 前各号に規定するもののほか、業務運営上特に必要があるとき。

2 随意契約について必要な事項は、別に定める。

(落札の方式)

第41条 契約責任者は、競争に付する場合には、別に定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、支出の原因となる契約のうち、別に定める場合については、

最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

- 2 契約の性質又は目的から前項の規定により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（監督及び検査）

第 44 条 契約責任者は、工事、製造その他の請負契約を締結したときは、自ら又はその補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督をしなければならない。

- 2 契約責任者は、前項に規定する請負契約、物件の買入その他の契約については、自ら又はその補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。
- 3 機構長は、特に必要があるときは、第 1 項の監督及び前項の検査を、契約責任者及びその補助者以外の職員に命じて行わせることができる。
- 4 第 2 項の検査を行った者は、別に定める場合を除き、検査調書を作成しなければならない。
- 5 前項の検査調書を作成する場合には、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。
- 6 契約責任者は、特に必要があるときは、第 1 項の監督及び第 2 項の検査を委託して行わせることができる。

8 東海国立大学機構契約事務取扱細則（令和 2 年 4 月 1 日制定）

（入札の公告）

第 7 条 契約責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は入札者若しくは落札者がいない場合等により再度公告の入札を行うときは、その期間を 5 日まで短縮することができる。

（予定価格）

第 10 条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定しなければならない。

- 2 契約責任者は、前項の予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、競り下げ及びインターネット財産売却システムによる入札を行う場合は、この限りでない。
- 3 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、

一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第 13 条 契約責任者は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。ただし、競り下げ及びインターネット財産売却システムによる入札を行う場合は、この限りでない。

(落札者の決定方法)

第 15 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、契約責任者は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第 16 条 会計規程第 41 条第 1 項ただし書に規定する支出の原因となる契約のうち、別に定める最低価格の入札者を落札者としなければならないことができる契約とは、予定価格が 1,000 万円以上の工事又は物品の製造その他の請負契約とする。

(監督の方法)

第 36 条 会計規程第 44 条に規定する監督を行う者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事又は製造その他についての請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な詳細設計、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

2 監督職員は、契約の履行についての立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

4 監督職員は、契約責任者と緊密に連絡するとともに、必要に応じて監督の実施状況等について報告をしなければならない。

(検査の方法)

第 37 条 会計規程第 44 条に規定する検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、契約の相手方から契約の履行を完了した旨の届出を受理したときは、契約の履行完了の確認（契約の履行完了前の代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既済部分の確認を含む。）につき、契約書、仕様書及び設計書そ

他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、前項の場合において必要がある場合は、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。
- 3 検査職員は、前項の検査を行った結果、その履行が当該契約の内容に適合しないもの又は当該契約の一部が履行されていない場合は、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して、契約責任者に提出する。

IV 最後に

本マニュアルは、公共調達に係る発注事務の適切な遂行に関する理解を深めるとともに、関係法令等の遵守及び綱紀保持に関する意識の向上を図るためのものですので、担当職員にあつては本マニュアルの内容を十分理解し、その職責を果たしてください。

なお、本マニュアルは担当職員の綱紀保持のために必要となる事項について示しているものですが、単に法令等を守るといふことにとどまらず、マニュアルに記載されていない事項についても国立大学法人職員としての自覚をもって各職員が行動していただき、次のような事態にならないよう十分気をつけてください。



※退職金無：懲戒免職の場合

平成28年7月 改訂

令和2年4月 改訂

令和4年4月 改訂